南　さ　つ　ま　市

笠沙恵比寿の譲渡に関する募集要領

令和３年１２月

南さつま市商工水産課

目　　次

１．譲渡の趣旨・・・・・・・・・・・２
２．全施設の概要・・・・・・・・・・２
３．譲渡施設の概要・・・・・・・・・３
４．運営状況・・・・・・・・・・・・６
５．譲渡の時期・・・・・・・・・・・６
６．応募資格・・・・・・・・・・・・６
７．譲渡価格等・・・・・・・・・・・６
８．譲渡の条件・・・・・・・・・・・７
９．用途制限・・・・・・・・・・・・８
１０．譲渡の応募・審査・・・・・・・９
１１．譲渡のスケジュール・・・・・１０
１２．募集手続・・・・・・・・・・１０
１３．譲渡先候補法人の選定・・・・１１
１４．契約及び譲渡先法人の決定・・１２
１５．業務の引継ぎ・・・・・・・・１２
１６．契約の解除・・・・・・・・・１２
１７．問い合わせ先・・・・・・・・１２

審査基準・・・・・・・・・・・１３
施設の利用状況・・・・・・・・１３
売上状況・・・・・・・・・・・１３

１．譲渡の趣旨

笠沙恵比寿は「漁業の衰退や過疎高齢化などの厳しい地域の現状を打破し、後継者の育成を図るとともに、漁業と観光を中心に拠点施設の整備を行い、地域住民が主人公となる活動への参加を促し、海や漁への知識と技術を生かしながら、漁業観光という新しい地場産業の創出と地域経済の浮揚、さらにより多くの若者の定住を目指す。」という海風の楽園プロジェクト事業の中心的な施設として、平成12年７月にオープンしました。

オープン当初は、旧笠沙町の第三セクターである株式会社笠沙恵比寿により運営されていましたが、平成18年度をピークに利用者が減少し経営状況が厳しくなったため、新たに外部から支配人を招聘したほか、民間活力による施設継続を図るため、平成27年４月から指定管理者を民間事業者として管理運営を行って参りました。

この度、社会情勢の大きな変動や利用者ニーズの変化等に対応するため、民間事業者経営のノウハウや発想を活かした施設運営や地域活性化の拠点施設として資するため、事業者に土地及び建物等を譲渡することといたしました。

笠沙恵比寿は、多くの市民に親しまれ地域のシンボル的な施設であり、今後とも地域振興に資する施設となるよう以下の要領のとおり募集するものです。

２.全施設の概要

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td colspan="2">笠沙恵比寿</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="2">鹿児島県南さつま市笠沙町片浦１４，８４７番地１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資産情報</td><td rowspan="2">土地</td><td rowspan="2">１７，３５８．０３㎡（４筆）</td><td>宅　地　　２筆　　7,623.03㎡</td></tr>
<tr><td>雑種地　　２筆　　9,735.00㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物</td><td rowspan="2">３，１０８．０５㎡</td><td>A棟B棟C棟　　2,681.52㎡</td></tr>
<tr><td>休憩室・車庫・倉庫・浮桟橋
ガスエンジン発電室
426.53㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設年月日</td><td colspan="2">平成１１年１１月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模改修</td><td colspan="2">平成２１～２２年度　外壁・瓦等全館改修</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">施設機能</td><td colspan="2">Ａ棟　博物館3・4</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｂ棟　博物館1・2　宿泊施設10部屋（客室定員5名）
エントランス　公衆浴場　物産館　売店
レストラン　宴会場</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｃ棟　ドックハウス　艇庫　変電室</td></tr>
<tr><td colspan="2">休憩室　車庫　倉庫　浮桟橋　ガスエンジン発電室</td></tr>
<tr><td colspan="2">既存建物の概要</td><td colspan="2">構　　造：鉄筋コンクリート造り
２階建一部３階、地下１階
階　　数：２階
耐震性能：新耐震基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　費</td><td colspan="2">１，１７０，３３５千円</td></tr>
</table>

都市計画等 による制限		都市計画区域：区域内（区域区分）市街化区域 用途地域：用途地域と指定されていない地域 建ぺい率：　７０％ 容 積 率：４００％ 防火指定：無し
現況	土地	本体及び駐車場
	建物	展示施設及び宿泊　飲食等建物
接道状況 (道路アクセス)		国道２２６号線沿い 車で、谷山ICから県道２０号経由、国道２２６号線 (約７５分)

３.譲渡施設の概要

名　称		笠沙恵比寿	
所在地		鹿児島県南さつま市笠沙町片浦１４，８４７番地１	
資産 情報	土地	６，５９５．１６㎡（１筆）	宅地　１筆
	建物	２，９７５．７５㎡	A棟 B棟 C棟　その他
施設機能		Ａ棟　博物館3・4	
		Ｂ棟　博物館1・2　宿泊施設10部屋（客室定員5名） エントランス　公衆浴場　物産館　売店 レストラン　宴会場	
		Ｃ棟　変電室	
		浮桟橋　活魚施設　旧ガスエンジン発電室	
建物の概要		構　　造：鉄筋コンクリート造り ２階建一部３階、地下１階 階　　数：２階 震性能：新耐震基準	

【これまでの主な修理・改修工事等実施状況】

年度	工事内容等	金額（円）
平成18年度	博３・４空調	490,000
	博物館ガラス	238,980
	温水ユニット	235,390
	扉修理	294,000
平成19年度	建具補修	2,916,000
平成20年度	客室トイレ	630,000
	ボイラー修理	231,000
平成21年度	ジャグジー補修	235,074
	真空式温水ヒーター	2,730,000
	外壁１	55,047,000
	外壁２	25,725,000
平成22年度	レストラン天井	280,250
	外壁３	18,948,000
	外壁４	21,763,000
	外壁５	4,593,000
	外壁６	3,890,000
	外壁７	13,173,000
	外壁８	2,595,000
	博物館ＰＣ	3,999,000
	排水ポンプ	241,500
平成23年度	畳張り替え	993,300
	濾過装置	267,750
平成24年度	ＥＶロープ取替	359,100
	ジャグジー濾過器取替	451,500
	レストラン竹壁	290,000
	大浴場改修	200,000
	バスハウス棟改修	2,415,000
平成25年度	多目的トイレ改修	205,800
	展示室空調工事	2,089,500
平成26年度	浴場設備機器修繕	1,274,400
	浴場設備不良個所修繕	649,944
	海水用ポンプ配管改修	299,484
	給水用定圧ポンプ	248,734

年度	工事内容等	金額（円）
平成27年度	全館非常灯取替	2,083,000
	吸収冷温水発生機クーリングタワー修理	289,440
	トイレ便座修理	270,000
	ジャグジー浴機修理	231,876
	ジャグジー浴室改修	4,857,000
平成28年度	博３空調機設置工事	2,106,000
	厨房空調機取替工事	1,944,000
	厨房給湯器改修工事	496,800
	加圧送水ポンプ修繕	294,840
	冷温水発生機修理	270,000
	ジャグジー浴濾過修繕	396,079
	自動ドア修繕	226,800
	クラブハウス設備改修	537,840
平成29年度	七福神市場空調機改修工事	1,361,340
	厨房スポットエアコン改修工事	1,080,000
	吸収式冷温水発生機修繕	313,200
	博３木扉修理	248,400
	大浴槽補給・オーバー弁修理	210,308
	博１天井照明改修工事	2,592,000
	ウッドデッキ改修工事	453,600
平成30年度	吸収式冷温水機修繕	461,160
	博２照明改修	484,920
	温水ボイラーマイコン修理	236,088
	ジャグジー浴ポンプ修理	205,276
令和元年度	ジャグジー浴槽濾過器修理	243,000
	給水定圧ポンプ制御盤修理	469,368
	ガス給湯器取替修理	400,000
	浮桟橋補修工事	1,825,200
	市場空調機改修工事	1,350,000
合　計		193,937,241

４．運営状況

指定管理者が地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、南さつま市の指定管理を受け令和２年３月 31 日まで管理運営を行っていました。

【これまでの管理運営状況】

期　　間	管理（運営）者	備　考
H12.7.12～H18.8.31	（第三セクター）株式会社笠沙恵比寿	H17.11(合併)南さつま市
H18.9.1～H21.3.31	（指定管理者）株式会社笠沙恵比寿	
H21.4.1～H24.3.31	（指定管理者）株式会社笠沙恵比寿	
H24.4.1～H27.3.31	（指定管理者）株式会社笠沙恵比寿	
H27.4.1～R2 .3.31	（指定管理者）株式会社ＪＴＢ	

５．譲渡の時期

令和４年 12 月末（予定）

ただし、協議を行い市議会の議決を経て確定します。

６．応募資格

法人の主たる所在地については、市内・市外を問いませんが、次に該当しない法人とします。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人

(2)　本件の告示日から受付期間の終了するまでの間「南さつま市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」及び「南さつま市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱」による市の競争入札等に係る指名停止措置を受けている法人

(3)　市税及び県税並びに法人税、消費税等国税を滞納している法人

(4)　会社更生法に定める更正手続又は民事再生法に定める再生手続を行っている法人

(5)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人

(6)　監督官庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告又は解散命令を受けている法人

７．譲渡価格等

(1)　譲渡施設

譲渡施設は、譲渡時の現状で譲渡します。

なお、譲渡施設以外の建物、土地及び備品の譲渡を希望する場合は、協議を行

い決定することができることとします。

ただし、譲渡については、市議会の議決を経て確定します。

※譲渡施設

項　目	譲渡価格	備　考
建　物	最低制限価格 1円（税抜）	A棟　博物館3・4　430.32㎡
		B棟　博物館１・２ 宿泊施設10部屋（客室定員５名） エントランス　公衆浴場　物産館 売店　レストラン　宴会場　2,111.62㎡
		C棟　変電室　34.20㎡
		浮桟橋　活魚施設 旧ガスエンジン発電室　399.61㎡
		合計 2,975.75㎡
土　地	最低制限価格 21,045,000円	宅　地（笠沙町片浦14,847－1）　6,595.16㎡ 合計 6,595.16㎡ ※参考：固定資産評価額　16,745,111円 （令和3年1月1日現在）
備　品	無　償	市が認めるもの

(2)　固定資産税の免除

譲渡後の固定資産税は現施設を活用する場合、もしくは、施設の建て替えを行い活用する場合について、所有権の移転から３年間免除します。

(3)　その他

引き渡された各物件について譲渡時の契約内容と適合しない事由が発見されたとしても市は一切の責任を負いません。

８．譲渡の条件

市は、譲渡後の笠沙恵比寿の管理運営について、次の条件を付すこととします。

また、譲渡先法人はこれらの条件のほか、関係する法令及び通知について遵守しなければなりません。

(1)　施設の運営に関すること

ア　地域活性化に資する施設とし、次のいずれかの施設展開を図ること。

①現在の施設を活用し、地域活性化に資する事業展開・施設運営を図ること。

②現在の施設を撤去し、新たな施設の整備を行い、地域活性化に資する事業展開・施設運営を図ること。

イ　施設を撤去し活用を図る場合は、市と綿密な協議を行うこと。

ウ　譲渡を受けた法人自らが、施設を運営すること。

※ただし、市が許可した場合を除く。

エ　譲渡後、３年以内に事業展開、施設運営を図り、10年以上の事業展開、施設運営を行うこと。

オ　土地・建物の譲渡時の契約においては10年間の買戻特約を付し、その旨を登記すること。

カ　市の方針、施策を理解し協力すること。

キ　建物（付随設備を含む。）及び物品は、施設の管理運営計画以外の目的に使用しないこと。

ク　譲渡を受けた財産一切の維持管理及び更新に要する費用は、譲渡先法人の負担とすること。

ケ　譲渡施設の運営にあたっては、市と協議を行い、譲渡後の運営に支障がないよう努めること。

コ　非常災害（火災・地震・風水害・不審者侵入等）に対する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、非常災害に備えるため、定期的に防災、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

サ　施設の管理運営計画によるサービスの拡充及び施設の維持向上を図り、利用者の意向を尊重しながら、事業の継続性を保つこと。

(2)　社員等の処遇に関すること

社員等の雇用にあたっては、できるだけ南さつま市民の雇用に配慮すること。

(3)　事業者等の活用に関すること

施設の改修工事等にあたっては、できるだけ南さつま市内の事業者の活用に配慮すること。

(4)　業務の引継ぎに関すること

譲渡決定後は、速やかに施設の運営に係る引継ぎが開始できる体制を整えること。

施設の維持管理等に関する業務及び事務の引継ぎを行っていただきます。ただし、引継ぎに係る経費の負担については、譲渡先法人の負担とします。

(5)　その他

譲渡施設以外の施設の譲渡を希望する場合については、協議を行い決定いたします。

９．用途制限

譲渡を受けた施設等について、次の各号に揚げる用途に利用してはなりません。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業および同条13項に規定する接客業務受託営業の用途

10. 譲渡の応募・審査

1　応募書類

(1) 提出書類

応募申込については、次のアからキまでの書類（ページをいれたもの）を正本１部、副本11部を提出してください。（提出書類は、原則として日本工業規格Ａ列４とし、ファイルに綴じて提出してください。）

なお、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。

ア　笠沙恵比寿の譲渡に係る応募申込書（様式１）

イ　事業主体の適格性チェックシート（様式２）

ウ　施設の管理運営計画書（様式３）

エ　職員配置図（任意様式）

オ　３年間の収支計画書（任意様式）

カ　施設整備計画書（任意様式）

キ　法人に関する書類

①　法人定款（写し）

②　登記事項証明書（３か月以内のもの）

③　就業規則（写し）

④　過去３か年の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、市町村税、県税に未納がないことの証明書）

⑤　印鑑証明書（法人）（３か月以内のもの）

⑥　法人の概要及び役員構成等（様式４）

⑦　役員及び施設従事予定者の履歴書

⑧　法人の財務状況に関する書類（直近３期分）

(2)　留意事項等

ア　提出された書類の内容は、変更することはできません。

イ　次に該当する場合、応募は無効とします。

①　応募書類に虚偽の記載がある場合

②　応募書類を提出期間内に提出しなかった場合

③　応募書類に記名押印がない場合

④　審査に影響を与えるような不正行為が行われた場合

ウ　応募書類は、次のとおり取り扱います。

①　応募書類は、理由を問わず返却しません。

②　応募書類は、選定作業に必要な範囲で複製することがあります。

③　応募書類の記載内容についての著作権は、応募者に帰属しますが譲渡先

の決定の公表その他市が必要と認めるときは、市は応募書類の記載内容を無償で使用できるものとします。

④　応募書類については、南さつま市情報公開条例の定めるところにより公開される場合があります。

エ　応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(3)　個人情報の取扱い

応募書類等に記載されている個人情報については、譲渡先選定作業以外には使用しません。

11. 譲渡のスケジュール

・募集要領の配布　　令和３年12月17日（金）
・募集要領の説明及び現地説明会　　募集期間内随時実施
・質問の受付　　募集期間内随時
・質問の回答　　募集期間内随時
・応募書類の受付　　令和４年１月17日（月）～令和４年３月31日（木）
・審査・選定　　令和４年４月中（予定）
・審査結果の通知　　令和４年５月中（予定）
・仮契約の締結　　令和４年６月（予定）
・議会提案　　令和４年９月（予定）
・契約の締結　　令和４年10月（予定）

12. 募集手続

(1)　募集要領の配布

ア　配布時期　　令和３年12月17日（金）
ただし、土・日曜日・祝日は除きます。
（ホームページからでも閲覧できます。）

イ　配布時間　　午前８時30分から午後５時15分まで

ウ　配布場所　　南さつま市商工水産課（本庁舎３階）及び
南さつま市ホームページ
南さつま市ホームページアドレス
http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/

(2)　募集要領の説明及び現地説明会

ア　日　時　　募集期間内に随時行います。
・詳しい日時については、申込後に調整し、別途連絡いたします。

イ　場　所　　笠沙恵比寿（鹿児島県南さつま市笠沙町片浦14847番地１）
参加希望者は、下記へ申込みください。

ウ　申込先　　南さつま市商工水産課（本庁舎３階）
電　話　０９９３－７６－１６０６
ＦＡＸ　０９９３－７８－３６７６

(3)　募集要領に関する質問の受付

ア　受付期間　　募集期間内に随時受付けます。

イ　受付時間　　午前８時30分から午後５時15分まで
ただし、土・日曜日・祝日は除きます。

ウ　提出方法　　郵便、電子メール、ＦＡＸ又は持参により提出してください。（様式任意）
※口頭、または電話による質問は、受け付けません。

エ　提出先　　〒８９７－８５０１
南さつま市加世田川畑2648番地
南さつま市商工水産課（本庁舎３階）
電　話　０９９３－７６－１６０６
ＦＡＸ　０９９３－７８－３６７６
メール　e_shoukou@city.minamisatsuma.lg.jp

(4)　募集要領に係る質問の回答

質問に係る回答は、随時ＦＡＸ又は電子メールで行います。
なお、個人情報に関するものについてはお答えできません。

(5)　応募の受付

ア　受付期限　　令和４年３月31日（木）
※提出書類の事前確認を受けて提出してください。

イ　受付時間　　午前８時30分から午後５時15分まで
（ただし、土・日曜日・祝日は除きます。）

ウ　提出方法　　持参又は郵送（郵送の場合は、令和４年３月31日（木）午後５時15分までに必着のこと）

エ　応募先　　〒８９７－８５０１
南さつま市加世田川畑2648番地
南さつま市商工水産課（本庁舎３階）
電　話　０９９３－７６－１６０６
ＦＡＸ　０９９３－７８－３６７６

13. 譲渡先候補法人の選定

(1) 選定の方法

ア　譲渡先候補法人の選定にあたっては選定委員会を設置し、応募書類を審査します。

イ　応募のあった法人に対し、選定委員会においてプレゼンテーションを実施し

ます。

ウ　総合評価を行い、譲渡先候補法人を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定の結果については、５月中に全ての応募者に通知します。

なお、審査の結果、譲渡先候補法人を選定しない場合があります。

14. 契約及び譲渡先法人の決定

(1) 譲渡先法人の決定

選定された譲渡先候補法人と協議を行い、譲渡申請書に基づく覚書及び仮契約書の締結を行います。その後、議会の財産処分等議案議決後に譲渡先候補法人を譲渡先法人に決定することとなります。

(2) 費用の負担

契約の締結、登録免許税等所有権移転登記に必要な費用は、譲渡先候補法人の負担とします。

(3) 契約等の主な内容

ア　譲渡申請書

イ　譲渡に関する覚書

ウ　譲渡契約書

15. 業務の引継ぎ

譲渡時期までに、施設の維持管理等に関する業務及び事務の引継ぎを行っていただきます。ただし、引継ぎに係る経費の負担については、譲渡先法人の負担とします。

16. 契約の解除

本契約締結後、譲渡先法人が本要領に定める条件等に違反していると認められる場合は、市は是正や改善等の必要な指示を行います。

また、譲渡先法人がその指示に従わない場合には、契約を解除することがあります。

17. 問い合わせ先

〒８９７－８５０１

鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地

南さつま市商工水産課（本庁舎３階）

電　話　０９９３－７６－１６０６

ＦＡＸ　０９９３－７８－３６７６

参　考　資　料

○審査基準

審査項目
1【様式２】施設を本市の地域活性化にどのように役立て、効果的に達成できる方針となっているか。
2【様式３（その１）】事業目的に公益性のものがあるか。本市の自然、歴史文化、人とのつながりを生かすものとなっているか。
3【様式３（その１）】譲渡希望価格
4【様式３（その１）】運営方針・運営計画（施設整備計画書含）
① 運営理念・方針は市の方向性と合っているか。
② 運営内容について、具体的かつ実現可能な計画か。
③ 運営を継続させるための経営上の工夫はなされているか。
④ 施設整備計画は、実現性があるか。
5【様式３（その２）】職員組織体制及び経営状況
① 安定した運営を行うため、職員の採用、確保、管理運営体制は十分確保されているか。南さつま市民の雇用について配慮されているか。
② 職員等の雇用人数は適正か。また、指導育成・研修方針は有効的か。
6　収支計画書は、現実的な収入見込みがあり、経営継続可能なものか。
7　申請者の財務状況は健全な状態にあるか。
8　提案したものについて経営の経験（実績）はあるか。
合　　計

○施設の利用状況

（令和元年度については２月末まで）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
宿　　泊	3,394 人	3,496 人	3,776 人	3,955 人	3,189 人
レストラン	13,956 人	13,322 人	13,533 人	10,843 人	8,426 人
博　物　館	1,298 人	720 人	536 人	721 人	671 人
フィールド	827 人	930 人	1,199 人	1,022 人	735 人
入　　浴	2,208 人	2,220 人	2,114 人	1,614 人	1,145 人
物　産　館	4,183 人	6,359 人	4,113 人	2,160 人	2,188 人
合　　計	25,866 人	27,047 人	25,271 人	20,315 人	16,354 人

○売上状況

（令和元年度については２月末まで）

年　　度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金　　額	89,755,380 円	93,012,597 円	99,971,401 円	90,635,408 円	73,054,485 円

様式１

令和　　年　　月　　日

南さつま市長　本坊輝雄　様

法人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

南さつま市笠沙恵比寿の譲渡に係る応募申込書

上記のことにつきまして、次のとおり関係資料を添えて申込みます。

記

１．提出書類
(1)事業主体の適格性チェックシート（様式２）
(2)施設の管理運営計画書（様式３）
(3)職員配置図（任意様式）
(4)３年間の収支計画書（任意様式）
(5)施設整備計画書（任意様式）
(6)法人の概要（様式４）
①法人定款（写し）
②登記事項証明書（３か月以内のもの）
③就業規則（写し）
④過去３か年の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、市町村税、県税に滞納がないことの証明書）
⑤印鑑証明書（法人）（３か月以内のもの）
⑥役員及び施設従事予定者の履歴書
⑦法人の財務状況に関する書類（直近３期分）

２．担当者連絡先
所属職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
FAX 番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２

事業主体の適格性チェックシート

項目	内容
法人経営の基本理念及び基本方針について	
本市の地域活性化への貢献実績及びこれからの方針	
直近３年間の指摘･指導状況とその改善状況 ※直近３年間の監査･検査結果及び改善報告書等を添付すること	【保健所、消防署、税務関係諸官庁】 【その他】

※その他内容がわかるものがあれば、Ａ４用紙に統一して添付してください。

様式３（その１）

施設の管理運営計画書

１　譲渡を希望する理由
２　譲渡希望価格 土地　　円　　建物（税抜）　　円 **譲渡希望価格合計　　円**
３　運営方針・運営計画
３－１　運営理念・方針
３－２　現状機能に対する観点及び将来展望（具体的な運営内容を記入）
３－３　運営を継続させるための経営上の工夫
４　施設利用計画
４－１　施設利用計画について（具体的内容を記入）
４－２　施設改修計画について（具体的な内容を記入）

様式３（その２）

施設の管理運営計画書

５　職員・組織体制
５－１　職員採用、管理方針
５－２　職員等の雇用者人数(内、南さつま市民の雇用人数)及び指導育成・研修方針
６　引き継ぎ体制
６－１　業務・事務の円滑な引き継ぎについての方針

様式４

法人の概要及び役員構成等

法　　人　　名				
主たる事務所の所在地				
法　人　認　可　状　況				
他の経営施設の状況	類似施設名	所在地	施設種別	開設年度

役員の状況				
役職	氏　名	年　齢	住　　所	職　　業

資産区分	基　本　資　産		運　用　資　産	
	土　　地	千円	現　　金	千円
	建　　物	千円	普通預金	千円
	現　　金	千円	当座預金	千円
	預　　金	千円	そ の 他	千円

直近決算３期の財務状況			
期	令和　　年期	令和　　年期	平成　　年期
総　売　上	千円	千円	千円
総　支　出	千円	千円	千円
当期損益	千円	千円	千円
累積損益	千円	千円	千円